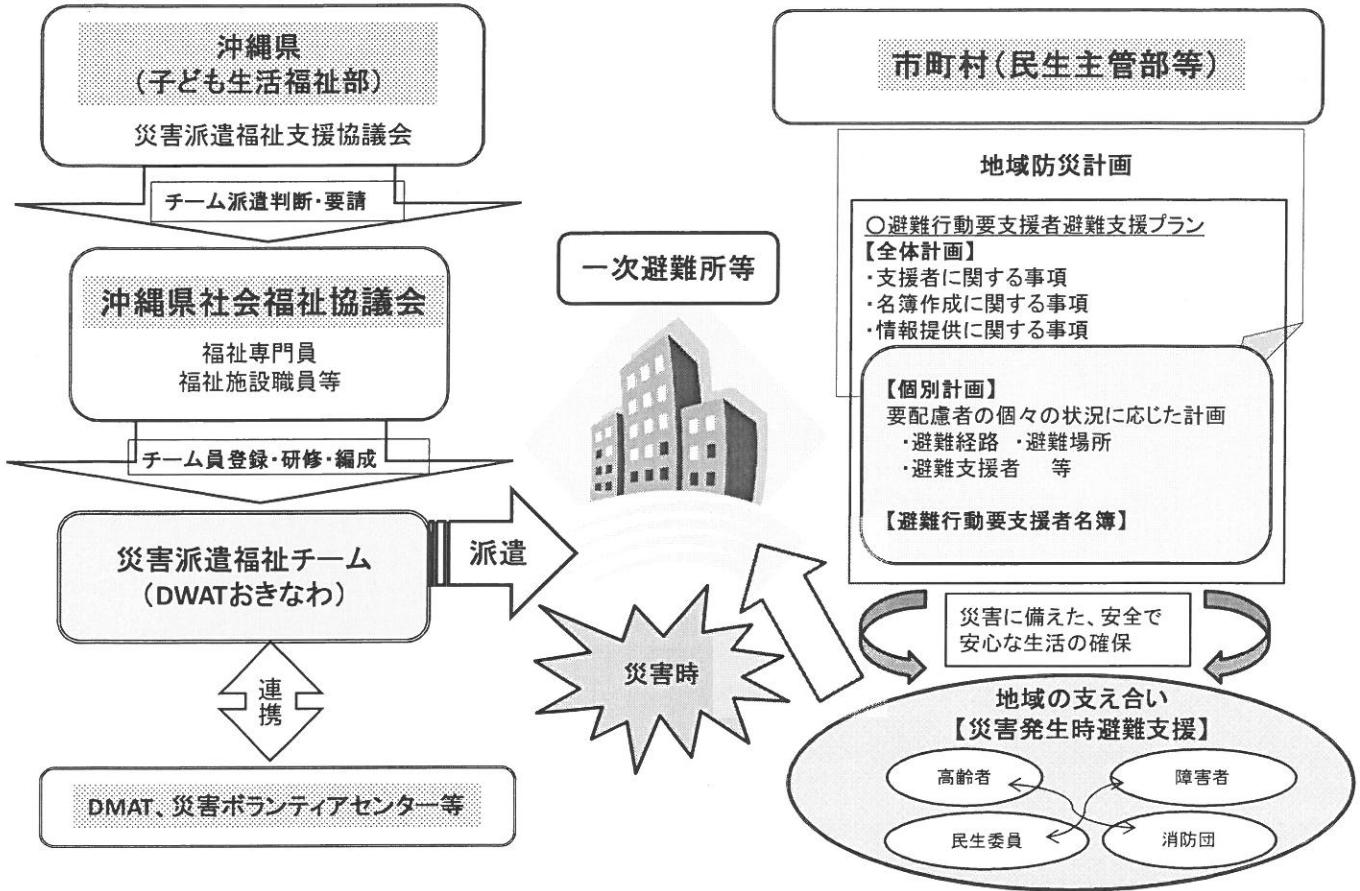
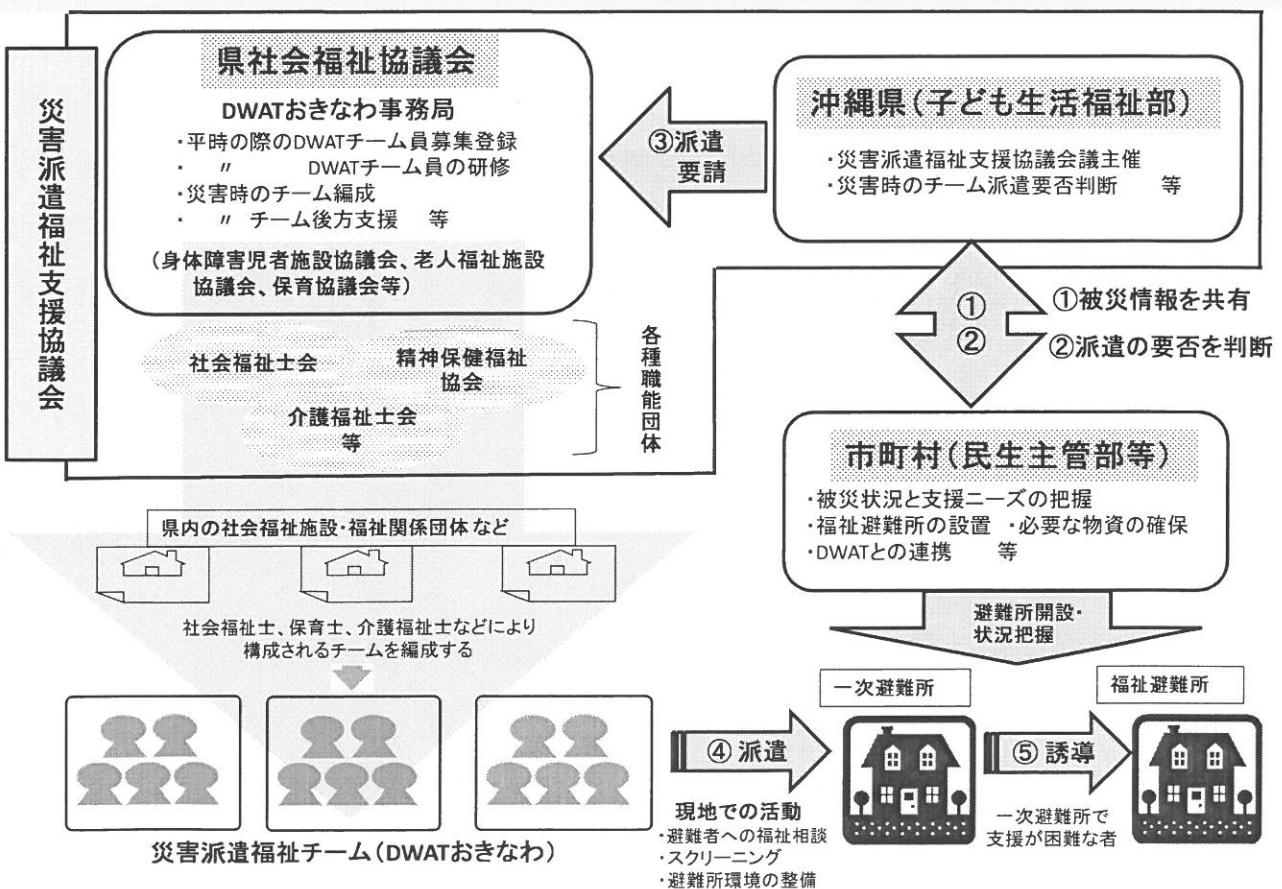


沖縄県災害時福祉支援体制体系図



災害時におけるDWATおきなわ派遣までの流れ



沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害時における災害時要配慮者の様々な福祉ニーズの把握及び支援調整等を行うため、沖縄県災害派遣福祉支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害
- (2) 要配慮者
高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時における避難所生活に特別な配慮を必要とする者
- (3) 沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「(DWAT おきなわ)」という）
社会福祉士や介護福祉士等の専門職員により構成され、大規模災害発生時に避難所や福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）、その他要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム
※DWAT = Disaster Welfare Assistance Team（災害派遣福祉チーム）
- (4) チーム員
DWAT おきなわを構成する者

(活動)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を実施するものとする

- (1) 沖縄県における災害福祉支援の推進に関すること
- (2) 大規模災害時における要配慮者への広域支援に関すること
- (3) DWAT おきなわの編成及びチーム員の養成に関すること
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

- 2 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。なお、委員に異動が生じた場合は沖縄県に届け出るものとする。
- 3 協議会に事務局を置く。
- 4 事務局は、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課に置く。

(会合の開催)

第5条 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第6条 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(作業部会)

第7条 協議会は必要と認めるときは、関係者からなる作業部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(平常時の事務分掌)

第9条 協議会の平常時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

1 県

- (1) 広域的な要配慮者への支援や DWAT おきなわに関すること。
- (2) DWAT おきなわの活動に関する周知、啓発に関すること。
- (3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築に関すること。
- (4) 費用負担に係る調整に関すること。

2 沖縄県社会福祉協議会

- (1) DWAT おきなわの編成及びチーム員の登録に関すること。
- (2) チーム員の募集に関すること。
- (3) チーム員の研修に関すること。

3 その他の構成団体

- (1) 協議会の活動への協力・連携に関すること。
- (2) 当該構成団体に加盟する社会福祉法人間の協力・連携体制の構築に関すること。

(大規模災害発生時の事務分掌)

第10条 協議会の大規模災害発生時の事務分掌は、下記に定めるところによる。

1 県

- (1) 被災情報の収集に関すること。
- (2) 被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) DWAT おきなわの派遣の要否の判断、設置、派遣等の指示・要請に関すること。
- (4) 費用負担に係る調整に関すること。
- (5) その他、DWAT おきなわの派遣に関して必要な事項に関すること。

2 沖縄県社会福祉協議会

- (1) DWAT おきなわの編成に関すること。
- (2) DWAT おきなわの派遣調整に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整等に関すること。
- (4) その他、DWAT おきなわの派遣に関して必要な事項に関すること。

3 その他の構成団体

- (1) 当該構成団体に加盟する社会福祉法人のチーム員派遣調整に関すること。
- (2) その他、DWAT おきなわの派遣に関して必要な事項に関すること。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。

(別表)

沖縄県災害派遣福祉支援協議会 構成団体

区分	団体等名
福祉関係	沖縄県社会福祉協議会
	沖縄県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	沖縄県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会
	沖縄県社会福祉協議会 身体障害児者施設協議会
	沖縄県社会福祉協議会 心身障害児者施設協議会
	沖縄県社会福祉協議会 児童養護協議会
	沖縄県社会福祉協議会 保育協議会
	沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	沖縄県知的障害者福祉協会
	沖縄県社会福祉士会
	沖縄県介護福祉士会
	沖縄県精神保健福祉士協会
行政	沖縄県介護支援専門員協会
	沖縄県市長会
	沖縄県町村会
	沖縄県

沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱に定める沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWAT おきなわ」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

(編成等)

第2 DWAT おきなわは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所等（以下「協力施設」という。）の長の承認を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。

2 沖縄県災害派遣福祉支援協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研修を修了した者をDWAT おきなわチーム員（以下「チーム員」という。）として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3 協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のDWAT おきなわを設置する。

4 DWAT おきなわは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

（1）要配慮者のニーズの把握及びスクリーニングを行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

（2）介護等の支援、避難所等の環境の調整又は整備について助言等を行うことができる者

（3）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5 協議会は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

6 DWAT おきなわの活動に当たって必要となる資材等については、協議会において装備するものとする。

(活動内容)

第3 DWAT おきなわの活動は、次の内容を基本とする。

（1）避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
- ア 避難所等の施設・環境面で課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- 2 DWAT おきなわは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 DWAT おきなわの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(活動基準、期間等)

- 第4 DWAT おきなわは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。
- 2 DWAT おきなわの活動期間は、1 チームにつき原則として 5 日間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(各団体の役割等)

- 第5 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

- (1) 県
- 被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。
また、DWAT おきなわの派遣の要否を判断し、必要に応じて DWAT おきなわの編成、派遣について事務局に指示するとともに、協力施設にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。
- (2) 沖縄県社会福祉協議会（沖縄県災害派遣福祉チーム事務局）
- 県からの指示を受け、DWAT おきなわを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。
- (3) 協力施設
- 県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。
- (4) チーム員
- 県からの要請により、事務局が指定する場所に参集し、DWAT おきなわの活動を行う。

(事前協定等)

- 第6 県は DWAT おきなわの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）と沖縄県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第 1 号）を締結するものとする。
- 2 前項の協定に基づく要請は、沖縄県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第 2 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を

省略し口頭により要請することができる。

- 3 協力施設等は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について沖縄県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

(研修及び訓練等)

- 第7 協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
- 2 協議会は、県又は市町村が消防訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることがあるものとする。

(費用負担等)

- 第8 DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外の DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、DWAT おきなわの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

(他の都道府県への派遣)

- 第9 DWAT おきなわの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定める。

(補則)

- 第10 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

別表（第2関係）

区分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員、児童指導員
その他	特に県が認めたもの

沖縄県災害派遣福祉チーム員養成研修及びチーム員登録要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）第2の規定に基づき、沖縄県災害派遣福祉支援協議会が実施する沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWAT おきなわ」という。）のチーム員養成研修（以下「研修」という。）及びDWAT おきなわチーム員（以下「チーム員」という。）の登録について定め、チーム員となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けること等を目的とする。

(受講対象者)

第2 研修の受講対象者は、設置運営要領第2第1項に定める者とする。

(研修)

第3 研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。

- (1) 登録研修 新たにチーム員となろうとする者が受講する研修
- (2) 養成・更新研修 第6第1項の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が技術向上のため受講するほか、登録更新のため前回受講から概ね3年経過するごとに受講する研修

(研修の方法)

第4 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

(補講の実施)

第5 協議会は、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合に補講を行うことができるものとする。

(チーム員の登録)

第6 協議会は、第3第1号の研修修了者をチーム員登録者として登録する。

(登録者名簿の作成管理)

第7 DWAT おきなわ事務局（以下「事務局」という。）は、登録者について、DWAT おきなわチーム員登録者名簿（以下「チーム員名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

2 チーム員名簿には、氏名、所属団体（施設）、研修修了年月日、資格・職種等の情報を記載するものとする。

(登録内容の変更等)

第8 登録者は、登録内容に変更が生じたとき、又はチーム員登録を辞退するときは、原則として所属団体（施設）を経由して事務局に届け出るものとする。

2 事務局は、前項の届出があったときのほか、毎年度登録内容の変更の有無を確認し、登録内容を更新するものとする。

附 則

この要領は令和元年10月23日から実施する。

沖縄県災害派遣福祉チームに係る費用負担等について

令和元年12月9日付け子福第1441号
沖縄県子ども生活福祉部長決裁

沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱及び沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づき設置・運営される沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWATおきなわ」という。）に係る費用負担及びDWATおきなわチーム員（以下「チーム員」という。）の取扱いについて、県と協力施設等（DWATおきなわの派遣に協力する施設又は協力施設を所管する法人をいう。）が締結する沖縄県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（設置運営要領様式第1号。以下「協定」という。）によるほか、下記のとおり定める。

（県が負担する費用）

第1 県が、設置運営要領第8及び協定に基づき負担するチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）第10条に定める額に準じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）日当

1日1人当たり 災害救助法施行細則に定める保健師等の日当額以内

（2）超過勤務手当

第1号で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算出した額以内とする。

（3）旅費

第1号で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。

（4）車両の使用に係る燃料代

沖縄県職員の旅費支給規則（昭和47年沖縄県規則第110号）第10条の規定による額

（5）前4号以外の経費需用費（消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（借り上げ料等）については、それぞれ実費とする。

2 前項各号の費用は、原則として県と協定を締結した協力施設等に支払うものとする。

（チーム員の身分）

第2 チーム員は、所属する協力施設等の職員の身分をもってDWATおきなわの業務に従事するものとする。

2 DWATおきなわの業務に係る業務上災害又は通勤災害については、労働者災害補償保険法（昭和27年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用があるものとする。ただし、労災保険が適用されない場合には、第3に掲げる傷害保険により保険給付を行うものとする。

（傷害保険）

第3 県が設置運営要領第8及び協定に基づき加入する傷害保険の保険内容（支払限度額）は次のとおりとする。

- (1) 死亡時保険金額200,000,000円
- (2) 入院保険金額1日当たり15,000円
- (3) 手術（入院時150,000円 外来時75,000円）
- (4) 通院保険金額1日当たり10,000円
- (5) 個人賠償責任保険金額100,000,000円
- (6) 携行品損害保険金額100,000円
- (7) 救援者費用3,000,000円